

指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 令和7年10月1日～令和8年3月31日)

業者名	本社所在地	指名停止期間			該当事項	指名停止の理由(概要)
		自	至	期間		
(株)中央技術コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和7年12月6日	令和8年2月5日	2ヶ月	工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第8号ロ(公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社中央技術コンサルタンツの東北支店長は、気仙沼市が発注した業務の入札において、気仙沼市職員が漏えいした情報入手し、公正な入札を妨害したとして、令和7年8月8日、仙台地方検察庁に公契約関係競売等妨害罪で 起訴された。その後、気仙沼市が発注した別の業務においても、同年8月20日に同罪で追起訴された。

注：該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び別表第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。